

地方支分部局の名称	地方航空局
省等の名称	国土交通省
回答担当課名	航空局監理部総務課

1 業務概要と必要性について

業務概要について

地方航空局は、その管轄区域において、以下の事務を主に行っている。
 コミューター航空等地域航空の整備に関する企画立案・調整
 不定期航空運送事業、航空機使用事業に関する事務
 管内飛行場の整備計画の企画立案・調整、飛行場の供用に関する調整、周辺環境対策の企画立案・実施等
 航空機の安全運航の確保に関する指導・監督等
 空港の航空管制に関する企画立案・実施
 航空保安施設整備の企画立案・実施

設置の必要性について

国土交通省が担っている航空関係の行政事務については、以下により国とその地方支分部局である地方航空局が行うことが適当である。
 航空交通は、航空機による輸送の特性から、行政区画にとらわれず広域的に展開するものであり、これに対応する航空行政も都道府県をこえた広域的な展開が必要。たとえば、空港の運用時間や就航機種、便数等の制限や変更を検討する際には、当該空港と運航先の相手空港を含め、就航機種、運航条件、スポットの割り当て等について都道府県の枠をこえて企画・調整を行う必要があることから、地方航空局が広域的な観点から対応することが適当。
 航空交通の安全確保は航空行政の基本であり、その適切な遂行には、全国一律の基準・一元的運用による透明性・公平性の確保、国際的な統一基準への的確な対応、航空機の出発・進入に係る管制、空港管理・運用、航空機検査等に係る高い専門能力の確保が必要であり、これらに的確に対応できる地方航空局が本省と連携をとりつつ実施することが適当。

2 管轄区域の設定理由について

我が国の航空交通流は、首都圏及び近畿圏をそれぞれ核とする二眼レフ構造となっている。よって、空港や航空保安施設の分布状況、事務量、経済圏等の諸要素を考慮して、地方航空局における業務がいずれか的一方に偏重することのないよう配慮しつつ、全国を首都圏、近畿圏を核とする2ブロックに分けそれぞれに地方航空局を1つずつ（東京航空局、大阪航空局）設置して効率的に業務を実施し、地域的な行政需要に的確に対応することとしている。

3 沿革について

（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

（別記2）のとおり。

予算・決算について

（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

本省においては、全国的な航空ネットワークの形成に係る企画立案や、安全確保について全国一律の基準の運用を図るなどの業務を実施している。
 一方、地方航空局においては、都道府県の枠をこえた広域的な利用者ニーズへの対応、運航の安全確保、国民の利便性の考慮、業務の効率化の観点から地方航空局が実施することが的確である業務について、分掌している。
 業務の実施にあたっては、本省と連携しつつ、地域特性を踏まえたきめ細かなものとするとともに、関係省庁の地方支分部局、地方公共団体、関係事業者、地域住民等と連携を図りつつ政策課題に取り組んでいる。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

地方ブロック戦略会議（年2回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・地方航空局・管区气象台・管区海上保安本部・地方農政局・経済産業局等）、地方公共団体（都道府県・政令指定市）、地元経済界等が参加。社会資本整備のあり方や観光・地域振興戦略等について広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討。

大阪国際空港騒音対策委員会（必要に応じ開催・事務担当会議月1回）：大阪地方航空局・関係地方公共団体（都道府県、市町村）・事業者等が参加。航空機騒音による被害実態を把握し、それに基づいて騒音防止対策を協議

など

定型的事務

・飛行場定期検査

手続に要する日数：約1ヶ月程度

必要書類：飛行場定期検査申請書

・教育施設等騒音防止対策事業

手続に要する日数：約1ヶ月

必要書類：補助金交付申請書、補助事業計画変更承認申請書、補助事業実績報告書、国庫補助金請求書

等

その他不定期・臨時的なもの

関東地方社会資本整備重点計画に関する調整会議、北陸ブロック社会資本重点整備方針策定会議（年2回）：地方支分部局（地方整備局・東京航空局・大阪航空局・地方運輸局・管区气象台、管区海上保安本部）・関係地方公共団体（都道府県）が参加。社会資本整備重点計画を踏まえ、社会資本整備地方ブロック重点整備方針を作成

大阪国際空港周辺地域活性化連絡会：大阪航空局、関係地方公共団体（都道府県、市町村）が参加。大阪国際空港内および周辺の活性化について協議

等

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

地方ブロック戦略会議（年2回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・地方航空局・管区气象台・管区海上保安本部・地方農政局・経済産業局等）、地方公共団体（都道府県・政令指定市）、地元経済界等が参加。社会資本整備のあり方や観光・地域振興戦略等について広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討。

関東地区ブロック連携推進会議（年2回）：国交省の関東管区各機関が参加。国交省の関東管区各機関の連携を図る。

等

定型的事務

なし

その他不定期・臨時的なもの

予算要求及び予算実施計画に係る事業調整（適宜） など

8 地域住民との関わりの状況について

工事実施に伴う説明会（適宜開催） など

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人) 年度未定員数
設置時(昭和42年)	地方航空局を東京と大阪の2カ所に新設。管轄区域は以下のとおり。(10月) 東京航空局(東京都)：新潟県、長野県、静岡県以東 大阪航空局(大阪市)：富山県、岐阜県、愛知県以西	1,812
昭和60年度	設置時と同様。	3,743
現在(平成15年度)	設置時と同様。	4,772

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度未予定)

(単位：人、%)

区分	東京	大阪	合計	国土交通省	
				航空局	全体
定員数	1,989	2,783	4,772	665	64,377
比率	3.1	4.3	7.4	1.0	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおりに。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位：百万円、%)

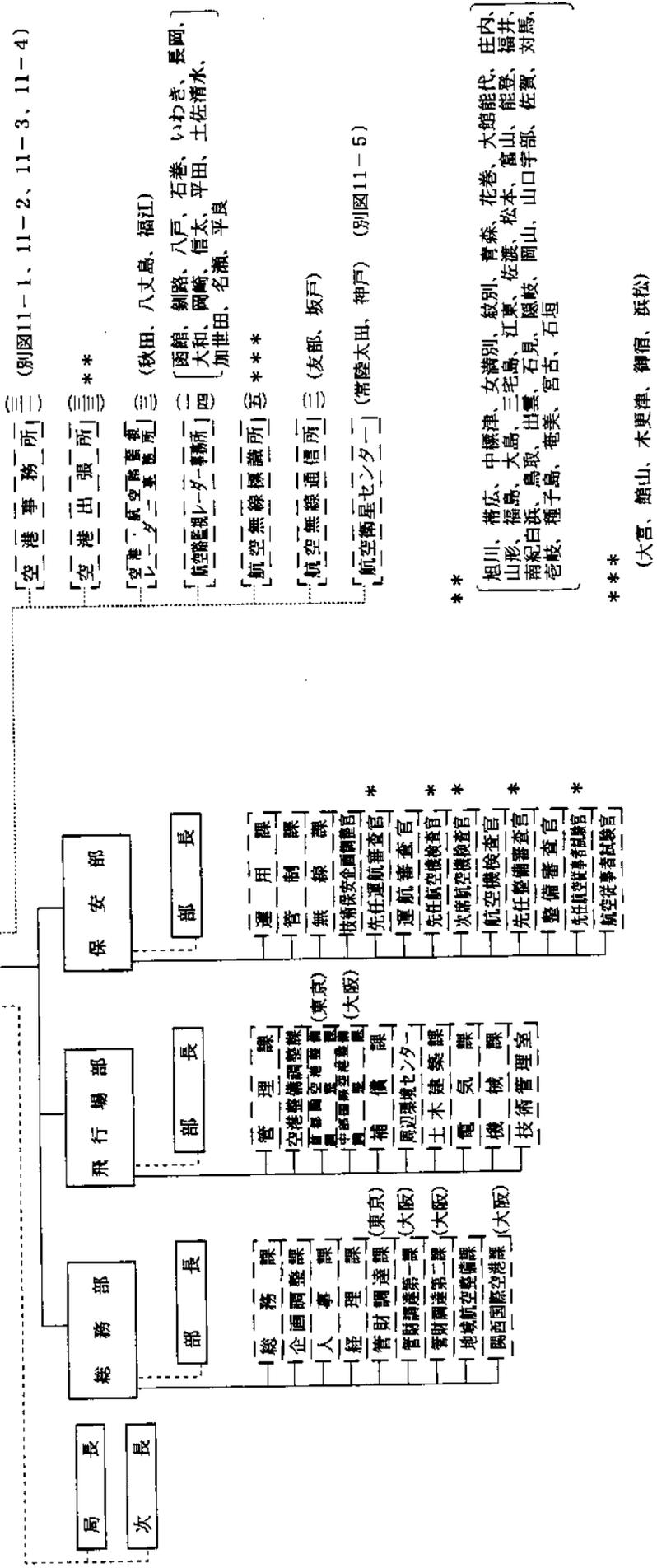
区分		東京	大阪	合計	国土交通省
					全体
一般会計	金額	1,117	1,014	2,131	7,825,104
	比率	0.0	0.0	0.0	100.0
	概要	各地方航空局の一般行政経費。			
空港整備 特別会計	金額	47,414	83,043	130,457	478,582
	比率	9.9	17.4	27.3	100.0
	概要	各地方航空局の一般行政経費。			
合計	金額	48,531	84,057	132,588	8,303,686
	比率	0.6	1.0	1.6	100.0

平成16年度に予定されている変更点

特になし

- (注) ・平成14年度決算における支出額を支出官毎に集計。
 ・「全体」の欄は、本省と全ての支分部局を合わせた金額である。
 ・会計間の繰入は本省において重複計上されている。

地方航空局 (東京、大阪) 4,772人



* それぞれの官のうちから国土交通大臣が指名する者。

地方支分部局の名称	航空交通管制部
省等の名称	国土交通省
回答担当課名	航空局管制保安部保安企画課

1 業務概要と必要性について

業務概要について

航空交通管制部は、その管轄区域において、主に以下の事務を行っている。
 航空路（空港間及び洋上）を飛行する航空機に対する管制
 航空機の飛行経路、飛行高度等の承認
 外国管制機関、在日米軍及び自衛隊との調整等

設置の必要性について

国土交通省が担っている航空交通管制業務等は、以下により国とその地方支分部局である航空交通管制部が行うことが適当である。

航空交通の安全の確保のためには、国際民間航空条約等に基づく全国一律の方式、基準を用いた航空管制業務の提供が行われる必要があり、さらには、航空交通管制業務には著しい専門性が要求される。

管制部が管制業務を提供している航空機の運航は、都道府県や地方ブロック内で留まるものではなく、広域的なネットワークを形成しているものであることから、都道府県等の行政区画をこえて、我が国の航空交通の特性に応じて広域的に空域を区分し、管制業務を提供する必要がある。

我が国における航空管制業務は、国土交通省航空局に加え、在日米軍及び自衛隊が並立して実施しており、外交及び国防に密接な関連を有する業務である。特に、在日米軍との調整は日米安全保障条約に基づく国家主権の発動として行われている。

2 管轄区域の設定理由について

航空交通管制部の管轄区域は、ICAOにおいて我が国が航空交通管制を提供することが国際的に求められている区域に基づき、陸海の別なく、また都道府県等の行政区画をこえて、航空交通の実態にあわせて設定されており、航空保安施設の配置等の管制技術上の観点から最も合理的な管制業務の区分として、札幌を中心とする北海道及び東北（札幌航空交通管制部）、東京を中心とする本州の大部分（東京航空交通管制部）、福岡を中心とする九州～四国、中国地方（福岡航空交通管制部）及び那覇を中心とする沖縄地方一帯（那覇航空交通管制部）に区分している。

3 沿革について

（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

（別記2）のとおり。

予算・決算について

（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

本省においては、主に全国的視野に立った航空保安業務の企画立案が行われ、管制方式の開発、航空路及び航空交通に関する空域等の指定、航空保安施設の整備計画の策定及び設置・管理、並びに航空保安業務に用いられるシステムの開発等の業務が行われている。

一方、航空交通管制部は、いわゆる現場機関として、本省が定めた管制方式や航空交通に関する空域の指定をもとに、本省が開発・整備をしたシステム等を用いて、航空機に対して航空交通管制や飛行計画の承認、航空情報の提供を実施している。

6 地方公共団体との関わりの状況について
定期的会合

なし

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

7 他の地方支分部局との関わりの状況について
定期的会合

航空関係連絡協議会（年2～4回）：航空交通管制部、地方航空局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊等が参加。航空交通管制と防衛との関係を調整して、航空交通管制の円滑なる運用を図るために本協議会を設置。航空交通管制と防衛との間の調整を要する事項を協議するとともに、あわせて、国土交通省と防衛庁との間に存する航空に関する懸案事項で、協議会で必要と認められたものについても協議

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

なし

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(昭和41年度)	航空交通管制本部の管轄区域を分割するかたちで、札幌、東京、福岡の各航空交通管制部が設置された。(5月)	427
昭和49年度	米国政府が業務を実施していた区域を引き継ぐかたちで、那覇航空交通管制部が設置された。(5月)	787
昭和60年度	昭和49年度と同様。	1,301
現在(平成15年度)	東京航空交通管制部と福岡航空交通管制部との間で、一部管轄区域が変更された。(10月)	1,200

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度未予定)

(単位:人、%)

区分	札幌	東京	福岡	那覇	合計	国土交通省	
						航空局	全体
定員数	188	549	257	206	1,200	665	64,377
比率	0.3	0.9	0.4	0.3	1.9	1.0	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

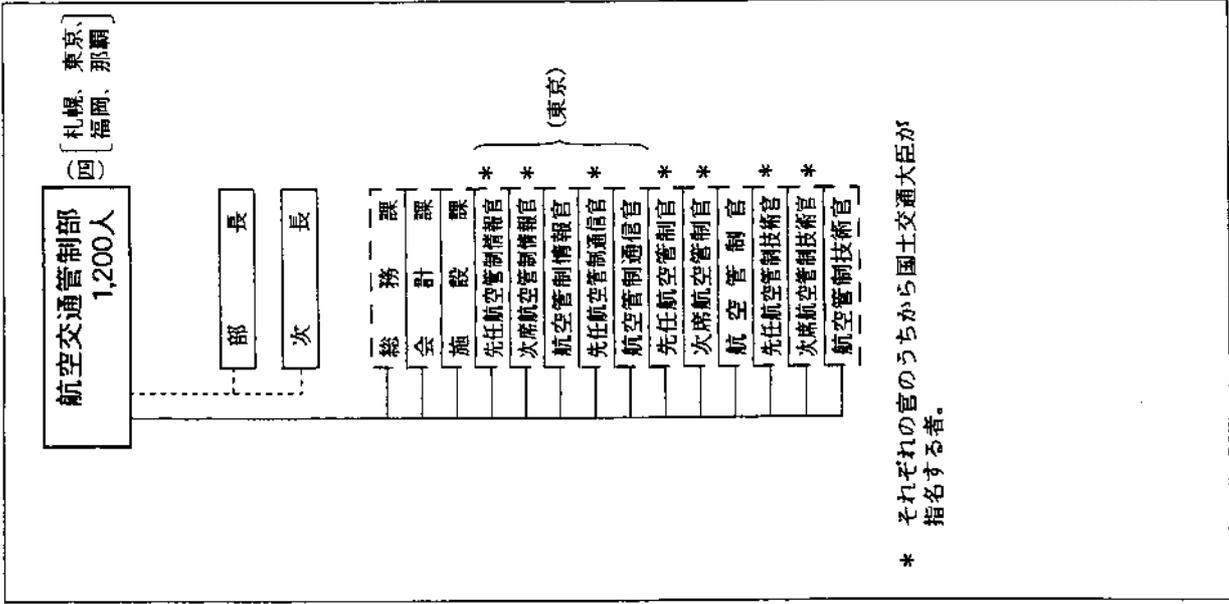
(単位:百万円、%)

区分	札幌	東京	福岡	那覇	合計	国土交通省	
						航空局	全体
空港整備特別会計	金額	1,979	6,479	2,890	2,270	13,618	478,582
	比率	0.4	1.4	0.6	0.5	2.8	100.0
	概要	各航空交通管制部の一般行政経費。					

平成16年度に予定されている変更点

特になし

- (注) ・平成14年度決算における支出額を資金前渡官等毎に集計。
 ・「全体」の欄は、本省と全ての支分部局を合わせた金額である。



* それぞれの官のうちから国土交通大臣が指名する者。

地方支分部局の名称	管区气象台・沖縄气象台、地方气象台
省等の名称	気象庁
回答担当課名	総務部企画課

1 業務概要と必要性について

業務概要について

各管轄区域について、災害の予防、交通安全の確保等の我が国の危機管理に直結する台風・集中豪雨雪、地震・津波、火山噴火等に関する観測・監視、予報・警報の実施 災害に備え、地域防災計画の策定等広域にわたる防災対応の実施 我が国はもちろんのこと国際的な責務を果たすために重要な地球環境に関する観測・監視、情報発表の実施 等を行っている。

設置の必要性について

気象業務・防災業務を的確に実施するためには、本庁のスーパーコンピューター等を基軸として、アメダス、レーダー等の観測網、アデス等の予報・通信設備等を全国規模で一体的・体系的に整備・運用する必要があり、これにあたる高度な専門能力を持った職員を含め、地方公共団体においてこれらを確保するのは極めて困難である。

かかる体制を前提として、気象業務・防災業務にあたっては、大規模な台風、地震等の現象を全国的・広域的に把握しつつ各地域の特性を踏まえた的確な予報・警報等を行い、また、地域防災計画の策定等においては災害を全国的・広域的に想定しつつ各地域の特性を踏まえた的確な計画を策定する必要がある。

このため、本庁の指導の下、関係省庁の地方支分部局及び地方公共団体と連携しつつ、管轄区域において国としての危機管理に直結した業務や国際的な責務を遂行する機関として管区气象台等が置かれている。

2 管轄区域の設定理由について

上記気象業務の目的を円滑に実施するため、地域特性、行政区分等を考慮し管轄区域を設定している。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本庁との機能分担について

危機管理に直結した業務や国際的な責務を果たす業務を行う国の機関として、本庁においては、関係省庁と連携し、管区气象台等を指導しつつ、気象業務全体の基本的な計画の作成及び推進を行うとともに、地方における観測・監視、予報・警報、情報発表等に必要な統一した基準の策定及び日々の気象業務を支援するための資料を作成・提供している。

一方、管区气象台等においては、本庁の指導の下、気象等の観測の実施及びその地域特性を踏まえたきめ細かな予報や警報を実施するとともに、平常時・異常時を問わず関係省庁の地方支分部局及び地方公共団体と連携することにより、これら防災機関とともに広域にわたる防災対応を行っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

地方ブロック戦略会議(年2回)：地方支分部局(地方整備局・地方運輸局・地方航空局・管区气象台・管区海上保安本部・地方農政局・経済産業局等)、地方公共団体(都道府県・政令指定市)、地元経済界等が参加。社会資本整備のあり方や観光・地域振興戦略等について広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討。

都道府県防災会議(年1回)：地方支分部局(地方運輸局、地方整備局、地方气象台、財務局等)、地方公共団体(都道府県)、関係団体等が参加。災害対策基本法に基づき総合的かつ計画的な防災行政を推進

市町村防災会議(年1回)：地方支分部局(海上保安本部、管区气象台、海洋气象台、地方農政局等)、市町村、関係団体等が参加。災害対策基本法に基づき、総合的かつ計画的な防災行政を推進

市町村交通安全対策会議(年1回)：市町村、交通安全対策基本法に基づき市町村の条例で委員を指名し、市町村の首長等が主宰)

都道府県水防協議会(年1-2回)：地方支分部局(管区气象台・自衛隊等)、地方公共団体(都道府県)、関係団体が参加。水防法に基づく災害対策に関する事項を調査・審議し、水害の防止・軽減を図るために実施

都道府県農業気象協議会(年1回程度、農業気象業務の円滑な運用をはかりもって気象災害の予防に資するために、県農業部局等と実施) 等

定型的事務

都道府県地域防災計画・都道府県交通安全基本計画の策定（都道府県防災会議及び都道府県交通安全対策会議の委員として参画）

共同洪水予報（都道府県知事が指定した河川につき、都道府県と共同で実施）

その他不定期・臨時のもの

台風説明会（台風接近時等に、台風等による災害の未然防止等のために防災機関等を招集し、台風の進路予測、量的予想等について説明）

台風、集中豪雨、地震、火山現象等に関する解説（災害発生時等に、都道府県庁、災害対策本部等において現象について解説）等

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

地方ブロック戦略会議（年2回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・地方航空局・管区气象台・管区海上保安本部・地方農政局・経済産業局等）、地方公共団体（都道府県・政令指定市）、地元経済界等が参加。社会資本整備のあり方や観光・地域振興戦略等について広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討。

都道府県防災会議（年1回）：地方支分部局長（地方運輸局、地方整備局、地方气象台、財務局等）、地方公共団体（都道府県）、関係団体等が参加。災害対策基本法に基づき総合的かつ計画的な防災行政を推進

国土交通省ブロック戦略懇談会（年1回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・海洋气象台・管区气象台等）、地方公共団体（都道府県、政令指定市）、地元経済界等が参加。地域の将来像を共有しながら意見交換し国土交通政策の提案や事業実施のための意思疎通を図るために実施

国土交通省地方機関広報担当者懇談会（年1回）：国土交通省内の機関における広報広聴・情報公開に関する担当者間の連携を図るため地方整備局等が連携して実施

洪水予報連絡会（年1 - 2回、都道府県との洪水予報等が円滑かつ迅速に行われ、洪水の被害の軽減防止に資するため、气象台、県河川事業関係者等が主宰）

地方非常通信協議会（年1回、電波法に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信の円滑な運用を図ることを目的とする「非常通信規約」の円滑な運営を期すことを目的として、各総合通信局長が主宰）

地域さわやか行政サービス協議会（年1回、行政サービス運動を円滑に推進するための同サービスの向上に関する重要事項の協議及び情報交換を行うため、管区行政監察局長が主宰）

定型的事務

共同洪水予報（告示により指定された河川につき、地方整備局等と共同で実施）

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

防災気象講演会（年数回、気象や地震、津波に関する防災情報について理解を深め、自然災害の予防と軽減に役立てるために実施）

出前講座（年数回、防災・気象知識の普及啓発と防災情報の利用促進を図り、気象業務への理解を深めるために実施）

お天気フェア（年1回程度、一般住民への気象業務の普及啓発を図り、気象業務への理解を深めるために実施）

施設見学会（随時、一般市民を対象とし气象台の業務に関する理解と防災・気象等の知識の普及・啓発をはかるために実施）

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

(単位:人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(昭和14年度)	気象等の予報及び警報、気象等の観測並びにその成果の収集及び発表等の事務を所掌する札幌、大阪及び福岡管区気象台が設置される。(11月)	不明
設置時(昭和20年度)	気象等の予報及び警報、気象等の観測並びにその成果の収集及び発表等の事務を所掌する東京、仙台、名古屋、広島及び高松管区気象台が設置される。(8月)	不明
設置時(昭和21年度)	気象等の予報及び警報、気象等の観測並びにその成果の収集及び発表等の事務を所掌する新潟管区気象台が設置される。(6月)	不明
昭和24年度	9か所の管区気象台を5か所の管区気象台(札幌、仙台、東京、大阪、福岡)に整理統合。(11月)	2,814
昭和40年度	昭和24年度と同様	3,908
設置時(昭和47年度) (沖縄本土復帰)	気象等の予報及び警報、気象等の観測並びにその成果の収集及び発表等の事務を所掌する沖縄気象台が設置される。(5月)	4,352
昭和60年度	昭和47年度と同様	4,257
現在(平成15年度)	昭和47年度と同様	3,993

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定) (単位:人、%)

区分	札幌	仙台	東京	大阪	福岡	沖縄	合計	国土交通省	
								気象庁 本庁	全体
定員数	545	471	1,087	891	671	328	3,993	1,126	64,377
比率	0.8	0.7	1.7	1.4	1.0	0.5	6.2	1.7	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

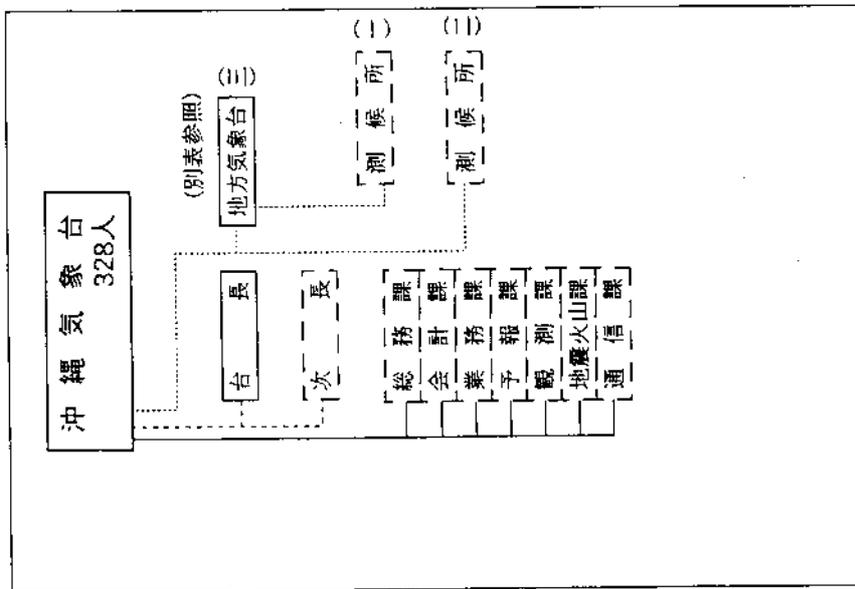
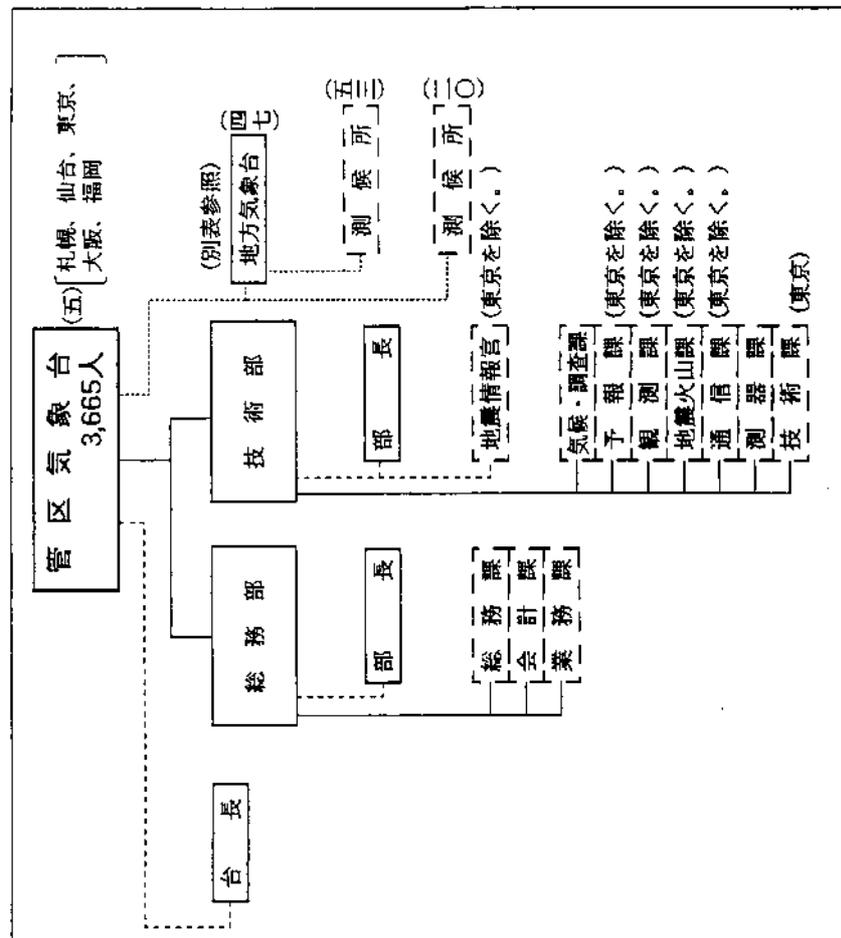
地方支分部局別・会計別平成14年度決算 (単位:百万円、%)

区分		札幌	仙台	東京	大阪	福岡	沖縄	合計	国土交通省	
									気象庁 本庁	全体
一般会計	金額	4,589	3,739	8,136	6,332	5,219	2,588	30,603	23,871	7,825,104
	比率	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.4	0.3	100.0
	概要	各気象台の一般行政経費。								
空港整備 特別会計	金額	873	629	2,631	1,846	1,950	859	8,788		478,582
	比率	0.2	0.1	0.5	0.4	0.4	0.2	1.8		100.0
	概要	各気象台の一般行政経費。								
合計	金額	5,462	4,368	10,767	8,178	7,169	3,447	39,391	23,871	8,303,686
	比率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.5	0.3	100.0

平成16年度に予定されている変更点

特になし

- (注)
- ・平成14年度決算における支出額を支出官毎に集計。
 - ・「全体」の欄は、本省と全ての支分部局を合わせた金額である。
 - ・会計間の繰入は本省において重複計上されている。



地方気象台の機構

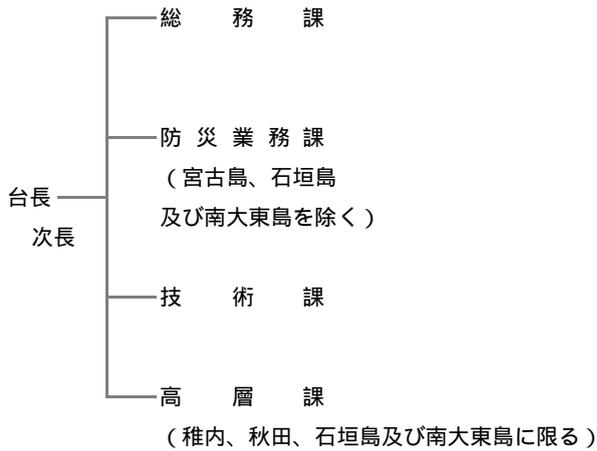
(平成16年3月末日)

1. 地方気象台

(1) 新潟、名古屋、広島、高松、鹿児島



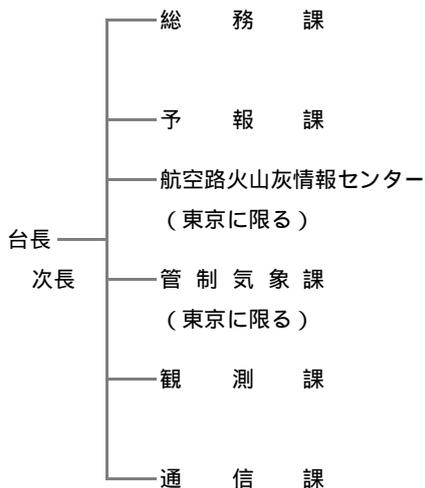
(2) 旭川、室蘭、釧路、網走、稚内、青森、盛岡、秋田、山形、福島、水戸、宇都宮、前橋、熊谷、銚子、横浜、富山、金沢、福井、甲府、長野、岐阜、静岡、津、彦根、京都、奈良、和歌山、鳥取、松江、岡山、徳島、松山、高知、下関、佐賀、熊本、大分、宮崎、宮古島、石垣島、南大東島



: 次長は、室蘭、網走、稚内、盛岡、秋田、福井、奈良、徳島、松山、宮古島及び南大東島地方気象台を除く。

2. 航空地方気象台

新東京、東京、関西



地方支分部局の名称	海洋気象台
省等の名称	気象庁
回答担当課名	総務部企画課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

各管轄区域について、災害の予防、交通安全の確保等の我が国の危機管理に直結する海上気象及び海水象に関する観測・監視、予報・警報の実施 災害に備え、地域防災計画の策定等広域にわたる防災対応を実施 我が国はもちろんのこと国際的な責務を果たすために重要な地球環境に関する観測・監視、情報発表の実施 等のほか、特定の県等における気象等に関する観測、予報、防災対応等を行っている。

設置の必要性について

気象業務・防災業務を的確に実施するためには、本庁のスーパーコンピューター等を基軸として、アメダス、レーダー等の観測網、アデス等の予報・通信設備等を全国規模で一体的・体系的に整備・運用する必要があり、これにあたる高度な専門能力を持った職員を含め、地方公共団体においてこれらを確保するのは極めて困難である。

かかる体制を前提として、気象業務・防災業務にあたっては、大規模な台風等の現象を全国的・広域的に把握しつつ各地域の特性を踏まえた的確な予報・警報等を行い、また、地域防災計画の策定等においては災害を全国的・広域的に想定しつつ各地域の特性を踏まえた的確な計画を策定する必要がある。

このため、本庁の指導の下、関係省庁の地方支分部局及び地方公共団体と連携しつつ、管轄区域において国としての危機管理に直結した業務や国際的な責務を遂行する機関として海洋気象台が置かれている。

2 管轄区域の設定理由について

上記気象業務の目的を円滑に実施するため、地域特性、気象観測船の配置等を配慮し管轄区域を設定している。

3 沿革について

(別記1)のとおり。

4 組織及び予算・決算について

組織について

(別記2)のとおり。

予算・決算について

(別記3)のとおり。

5 本庁との機能分担について

危機管理に直結した業務や国際的な責務を果たす業務を行う国の機関として、本庁においては、関係省庁と連携し、海洋気象台を指導しつつ、気象業務全体の基本的な計画の作成及び推進を行うとともに、地方における観測・監視、予報・警報、情報発表等に必要な統一的基準の策定及び日々の海上気象業務及び海洋業務を支援するための資料を作成・提供している。

一方、海洋気象台においては、本庁の指導の下、海上気象及び海水象の観測の実施及びその地域特性を踏まえたきめ細かな予報や警報を実施するとともに、平常時・異常時を問わず関係省庁の地方支分部局及び地方公共団体と連携することにより、これら防災機関とともに広域にわたる防災対応を行っている。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

国土交通省ブロック戦略懇談会（年1回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・海洋気象台・管区気象台等）、地方公共団体（都道府県、政令指定市）、地元経済界等が参加。地域の将来像を共有しながら意見交換し国土交通政策の提案や事業実施のための意思疎通を図るために実施
都道府県防災会議（年1回）：地方支分部局（地方運輸局、地方整備局、地方気象台、財務局等）、地方公共団体（都道府県）、関係団体等が参加。災害対策基本法に基づき総合的かつ計画的な防災行政を推進
都道府県交通安全対策会議（年1回）：地方支分部局（地方運輸局・地方整備局・地方気象台・管区警察庁・経済産業局等）、関係地方公共団体（都道府県、市町村）、関係団体等が参加。交通安全対策基本法に基づき、総合的かつ計画的な交通安全行政を推進。
市町村防災会議（年1回）：地方支分部局（海上保安本部、管区気象台、海洋気象台、地方農政局等）、市町村、関係団体等が参加。災害対策基本法に基づき、総合的かつ計画的な防災行政を推進
都道府県農業気象協議会（年1回）：地方支分部局（管区気象台・海洋気象台等）、都道府県が参加。農業気象業務の円滑な運用をはかりもって気象災害の予防に資するために、実施
都道府県石油コンビナート等防災本部（年1回）：地方支分部局（管区気象台・海洋気象台等）、都道府県が参加。石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等災害防止計画の作成・実施、石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡・調整を行う。等

定型的事務

市町村地域防災計画の策定（市町村防災会議の委員として参画）

その他不定期・臨時のもの

台風説明会（台風接近時等に、台風等による災害の未然防止等のために防災機関等を招集し、台風の進路予測、量的予想等について説明）
台風、集中豪雨、地震、火山現象等に関する解説（災害発生時等に、都道府県庁、災害対策本部等において現象について解説）、等

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

国土交通省ブロック戦略懇談会（年1回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・海洋気象台・管区気象台等）、地方公共団体（都道府県、政令指定市）、地元経済界等が参加。地域の将来像を共有しながら意見交換し国土交通政策の提案や事業実施のための意思疎通を図るために実施
国土交通省地方機関広報担当者懇談会（年1回）：国土交通省内の機関における広報広聴・情報公開に関する担当者間の連携を図るため地方整備局等が連携して実施

定型的事務

共同洪水予報（告示により指定された河川につき、地方整備局等と共同で実施）

その他不定期・臨時のもの

なし

8 地域住民との関わりの状況について

防災気象講演会（年数回、気象や地震、津波に関する防災情報について理解を深め、自然災害の予防と軽減に役立てるために実施）
出前講座（年数回、防災・気象知識の普及啓発と防災情報の利用促進を図り、気象業務への理解を深めるために実施）
お天気フェア（年1回程度、一般住民への気象業務の普及啓発を図り、気象業務への理解を深めるために実施）
施設見学会（随時、一般市民を対象とし気象台の業務に関する理解と防災・気象等の知識の普及・啓発をはかるために実施）

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	(単位：人)
		年度末定員数
設置時(昭和14年度)	海上気象及び海水象の予報及び警報、海上気象及び海水象の観測並びにその成果の収集及び発表等の事務を所掌する神戸海洋気象台が設置される。(11月)	不明
設置時(昭和17年度)	海上気象及び海水象の予報及び警報、海上気象及び海水象の観測並びにその成果の収集及び発表等の事務を所掌する函館海洋気象台が設置される。(8月)	不明
設置時(昭和22年度)	海上気象及び海水象の予報及び警報、海上気象及び海水象の観測並びにその成果の収集及び発表等の事務を所掌する舞鶴及び長崎海洋気象台が設置される。(5月)	不明
昭和40年度	昭和22年度と同様	338
昭和60年度	昭和22年度と同様	349
現在(平成15年度)	昭和22年度と同様	329

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度末予定)

(単位：人、%)

区分	函館	舞鶴	神戸	長崎	合計	国土交通省	
						気象庁本庁	全体
定員数	95	68	90	76	329	1,126	64,377
比率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.5	1.7	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

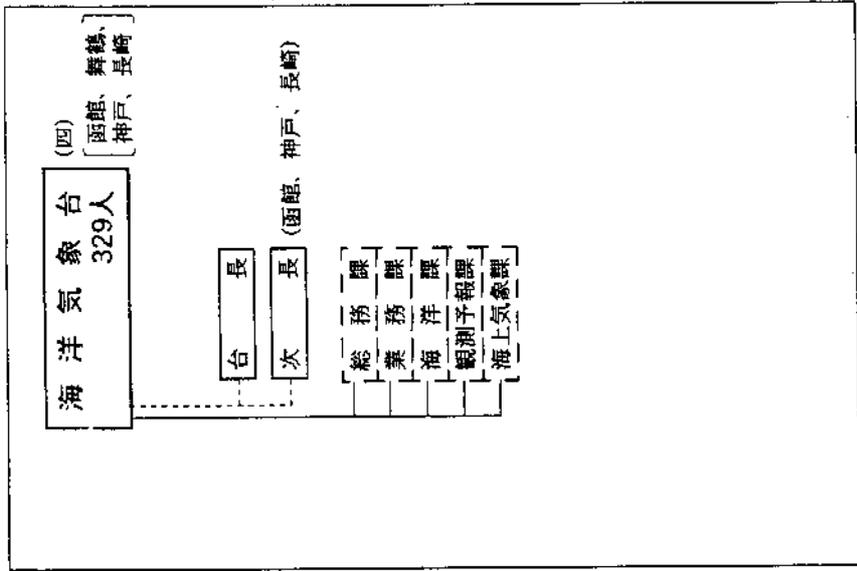
(単位：百万円、%)

区分		函館	舞鶴	神戸	長崎	合計	国土交通省	
							気象庁本庁	全体
一般会計	金額	898	644	1,038	742	3,322	23,871	7,825,104
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	100.0
	概要	各海洋気象台の一般行政経費。						
空港整備特別会計	金額	125			97	222		478,582
	比率	0.0			0.0	0.0		100.0
	概要	各海洋気象台の一般行政経費。						
合計	金額	1,023	644	1,038	839	3,544	23,871	8,303,686
	比率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	100.0

平成16年度に予定されている変更点

特になし

- (注) ・平成14年度決算における支出額を資金前渡官吏(神戸は支出官)毎に集計。
 ・「全体」の欄は、本省と全ての支分部局を合わせた金額である。
 ・会計間の繰入は本省において重複計上されている。



地方支分部局の名称	管区海上保安本部
省等の名称	国土交通省（海上保安庁）
回答担当課名	総務部政務課

1 業務概要と必要性について
業務概要について

全国及び沿岸水域を11の海上保安管区に分ち、海上保安管区ごとに管区海上保安本部を置いて、海上保安庁の所掌事務を分掌している（海上保安庁の所掌事務のうち特定のもののみを分掌しているものではない）。具体的な業務は、密輸・密航や不法操業などの犯罪を防止、不審船・工作船やテロ活動への対応など、海上における治安の維持、無線等による情報提供や航路標識の設置・運用などによる海上交通の安全確保、事故等の際の海難救助、自然災害や大規模油流出事故への対応など、海上防災・海洋環境保全である。

なお、現場業務は原則として管区海上保安本部の事務所である海上保安部や海上保安署等が実施しており、管区海上保安本部では実施していない。

設置の必要性について

海上保安業務は、密航・密輸事犯や尖閣諸島事案のように国家主権の確保に直接に関わるものであり、また広大な海域において巡視船艇を使用して実施するものであるから、国が一元的かつ効率的に実施する必要がある。また、船舶は移動性が高いため国境や地方公共団体の境界を容易に越えて活動するものであること、地方公共団体は陸上の地理的・経済的なつながり等を重視しているために海上を選んで境界線を設定していることが多いこと等に鑑みても、海上保安業務は国が一元的に実施する必要がある。

我が国の広大な海域における海上保安業務の効率的な執行体制を確保するためには、海上保安部（全国に65カ所）や海上保安署（全国に54カ所）等の現場業務を実施する組織を本庁の下に直接に位置づけるのではなく、その中間に、特定の海域内で完結する事案について一定レベルの指揮・調整・判断を行える機関を置くことが適当であり、このような観点から、全国に11カ所の管区海上保安本部を設置している。

2 管轄区域の設定理由について

海上保安管区のブロック割りについては、海上保安行政が海域での事象をその対象とするものであることに鑑み、陸上の地理的・経済的なつながり等に応じて設定するのではなく、海域ごとの業務特性（例えば瀬戸内海における著しく輻輳する船舶交通の安全確保や、尖閣諸島の周辺等における特殊な警備業務等）や業務量、巡視船艇等の勢力の運用（例えば太平洋側の海域と日本海側の海域との往来には津軽海峡又は関門海峡への迂回を要すること等）に応じて設定している。

3 沿革について
（別記1）のとおり。

4 組織及び予算・決算について
組織について
（別記2）のとおり。

予算・決算について
（別記3）のとおり。

5 本省との機能分担について

管区海上保安本部は、その海上保安管区内における巡視船艇の勢力の運用等を調整し、管区内で完結する事案に係る許認可を行うほか、本庁が決定した政策について各管区の地域特性や巡視船艇等の勢力状況に応じた実施要領を策定する等したうえで管区内の現場業務の実施主体に周知し、当該政策を適切に実施させるとともに、実際の現場業務の実施状況等を取りまとめて本庁の政策決定に反映させる等、指揮・取りまとめを行う。また、管区警察局、地方入国管理局等の関係省庁の地方支分部局等との間で連絡・調整を行う。

これに対して、本庁は、複数の海上保安管区にまたがる巡視船艇等の勢力の運用等を調整し、一つの管区内では完結しない事案に係る許認可を行うほか、海上保安庁全体としての政策について企画・決定を行う。また、関係省庁の本省庁との間で連絡・調整を行う。

6 地方公共団体との関わりの状況について

定期的会合

地方ブロック戦略会議（年2回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・地方航空局・管区气象台・管区海上保安本部・地方農政局・経済産業局等）、地方公共団体（都道府県・政令指定市）、地元経済界等が参加。社会資本整備のあり方や観光・地域振興戦略等について広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討。

排出油防除協議会（年1回）：地方支分部局（管区海上保安本部・地方運輸局・警察・自衛隊）・漁業団体等が参加。

治安懇談会（年2～4回）：管区海上保安本部・警察・税関・地方入国管理局・自衛隊等の治安関係省庁の地方支分部局等が参加。

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

港湾における工事や防災のための体制・計画等の整備等に関して、都道府県の審議会に参加する等、必要に応じて調整を行っている。（その他の業務についても、必要な調整は随時行っている。）

7 他の地方支分部局との関わりの状況について

定期的会合

地方ブロック戦略会議（年2回）：地方支分部局（地方整備局・地方運輸局・地方航空局・管区气象台・管区海上保安本部・地方農政局・経済産業局等）、地方公共団体（都道府県・政令指定市）、地元経済界等が参加。社会資本整備のあり方や観光・地域振興戦略等について広域的視点に立って地方ブロック戦略を総合的に検討。

排出油防除協議会（年1回）：地方支分部局（管区海上保安本部・地方運輸局・警察・自衛隊）、漁業団体等が参加。

治安懇談会（年2～4回）：管区海上保安本部・警察・税関・地方入国管理局・自衛隊等の治安関係省庁の地方支分部局等が参加。

定型的事務

なし

その他不定期・臨時のもの

特になし。（業務遂行のために必要な調整は随時行っている。）

8 地域住民との関わりの状況について

海難事故の防止のための安全講習会、巡視船艇の展示訓練、海洋環境保全に係る啓蒙活動等を行っている。

9 4～8に関する地方分権改革や中央省庁等改革に伴う改正等の状況について

特になし

(別記1) 沿革関係

(単位：人)

時期	所掌事務、組織、管轄区域の概要	年度未定員数
設置時(昭和25年度)	全国を9の海上保安管区に分ち、それぞれに管区海上保安本部を置いて、海上保安庁の所掌事務を分掌させることとした。	9,295
昭和36年度	第七海上保安管区を分割して第十海上保安管区を設定し、全国10ブロック体制とした。(昭和37年1月)	9,081
昭和40年度	昭和36年度と同様。	9,393
昭和47年度	沖縄の復帰により第十一海上保安管区を設定し、全国11ブロック体制とした。(昭和47年5月)	9,528
昭和60年度	昭和47年度と同様。	10,385
現在(平成15年度)	昭和47年度と同様。	10,658

(別記2) 組織関係

地方支分部局別定員数(平成15年度未予定)

(単位：人、%)

区分	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	合計	国土交通省	
													海上保安庁本庁	全体
定員数	1,285	822	1,645	612	1,090	1,129	1,470	684	520	761	640	10,658	1,079	64,377
比率	2.0	1.3	2.6	1.0	1.7	1.8	2.3	1.1	0.8	1.2	1.0	16.6	1.7	100.0

各地方支分部局の組織図は別添のとおり。

平成16年度に予定されている改正事項

特になし

(別記3) 予算・決算関係

地方支分部局別・会計別平成14年度決算

(単位：百万円、%)

区分		第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一	合計	国土交通省	
														海上保安庁本庁	全体
一般会計	金額	16,096	10,188	22,451	7,447	14,002	13,237	18,850	7,668	6,257	9,369	8,673	134,238	48,611	7,825,104
	比率	0.2	0.1	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	1.7	0.6	100.0
	概要	各管区海上保安本部に係る一般行政経費。													

平成16年度に予定されている変更点

特になし

- (注) ・平成14年度決算における支出額を支出官毎に集計。
 ・「全体」の欄は、本省と全ての支分部局を合わせた金額である。

